

フランス少年刑事司法法典一二〇一九年九月一日 のオルドナンス第二〇一九一九五〇号一（四）

フランス刑事立法研究会（訳）

大貝， 葵

金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

井上， 宜裕

九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/4485649>

出版情報：法政研究. 88 (1), pp.13-29, 2021-07-27. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

フランス少年刑事司法法典——二〇一九年
九月一日のオルドナンス第二〇一九—
九五〇号—(四)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法典

前文

序編…少年刑事司法の一般原則

第1章…少年に適用される刑法の一般原則(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—五条)

第2章…少年に適用される刑事手続の一般原則(第L. 一

二—一条乃至第L. 一二—六条)

第3章…通則(第L. 一三一—一条乃至第L. 一三一—四条)

第1部…教育的措置及び刑罰

第1編…教育的措置

第1章…通則(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—六

条)

第2章…司法上の教育的措置(第L. 一二—一条乃至第

L. 一二—五条)

第3章…収容制度(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—
一七条)

第2編…刑罰

第1章…科される刑罰(第L. 一二—一条乃至第L. 一

二—七条)

第2章…所定の刑罰の内容及び適用態様(第L. 一二—

一条乃至第L. 一二—六条)

第3章…刑罰の宣告(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

三—二条)

第4章…拘禁制度(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

一—二条) (以上86巻4号)

第2部…関与者の専門化

第1編…検察官

単独章(第L. 二二—一条乃至第L. 二二—三条)

第2編…予審判事

単独章(第L. 二二—一条及び第L. 二二—三条)

第3編…判決裁判所

単独章(第L. 二三—一条乃至第L. 二三—一〇条)

第4編…少年司法保護局

単独章(第L. 二四—一条及び第L. 二四—二条)

第3部…刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章(第L. 三二—一条乃至第L. 三二—五条)

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則(第L. 三二—一条)

第2章…少年の人格に関する調査(第L. 三三—一条乃至第L.

至第L. 三三—一〇条)

第3章…一時的な司法上の教育的措置(第L. 三三—一条乃至第L. 三三—三条)

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分(第L. 三三—一条乃至第L. 三三—一七条)

三三—七条)

第2章…少年裁判所の令状執行(第L. 三三—二一条及び第L. 三三—二二条)

第L. 三三—二二条)

第3章…電子監視付居住指定(第L. 三三—三一条及び第L. 三三—三二条)

L. 三三—三二条)

第4章…勾留(第L. 三三—四一条乃至第L. 三三—四二条)

(以上87卷1号)

第4部…判決前手続

第1編…被疑少年の尋問

第1章…総則(第L. 四一—一条)

第2章…任意出頭による尋問(第L. 四二—一条及び第L. 四二—二一条)

L. 四二—二条)

第3章…留置及び警察留置(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—五条)

四三—五条)

第2編…公訴

第1章…総則(第L. 四二—一条)

第2章…訴追代替手段及び刑事和解(第L. 四二—一条乃至第L. 四二—四二条)

乃至第L. 四二—四二条)

第3章…公訴提起(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—一三条)

—一三条)

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—一三条)

—一三条)

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置(第L. 四三—一条及び第L. 四三—二二条)

四三—二二条)

第3章…保安処分(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—一八条)

—一八条)

第4章…司法上の調査の終結(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—一一条)

L. 四三—一一条)

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告(第L. 四三—一条及び第L. 四三—二二条)

告(第L. 四三—二二条)

第5部…判決

（以上87巻4号）

第1編…総則

第1章…審理（第L. 五二一—一条乃至第L. 五二一—五

条）

第2章…私訴（第L. 五二二—一条乃至第L. 五二二—四

条）

第3章…審理の公開（第L. 五二三—一条乃至第L. 五二

三—四条）

第2編…判決手続

第1章…少年係判事及び少年裁判所の判決（第L. 五二一

—一条乃至第L. 五二二—二七条）

第2章…少年重罪法院の判決（第L. 五二二—一一条）

第3編…上訴手段

第1章…控訴（第L. 五三一—一条乃至第L. 五三一—四

条）

第2章…故障申立（第L. 五三二—一条）（以上本号）

第6部…教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編…教育的措置及び刑罰の適用

第1章…教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関（第L.

六一—一条乃至第L. 六一—一九条）

第2章…刑罰適用の審理（第L. 六二二—一条乃至第L.

六二二—四条）

第3章…留置制度

第2編…刑の修正

単独章…（第L. 六二二—一条及び第L. 六二二—二条）

第3編…前科簿及びその他の記録簿

第1章…前科簿（第L. 六三一—一条乃至第L. 六三一—

四条）

第2章…性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国

データベース（第L. 六三三—一条乃至第L. 六

三三—四条）

第3章…テロ犯罪行為者の自動化された全国データベース

（第L. 六三三—一条乃至第L. 六三三—四条）

第4章…前歴ファイル（第L. 六三四—一条）

第7部…海外県に関する規定

第1編…グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨツ

ト、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、

サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章…マヨットに関する特別規定（第L. 七二二—一条

乃至第L. 七二二—三条）

第2章…サンピエール・ミクロンに関する特別規定（第L.

七二―一条)

第2編…ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウォリ

ス・フツナ島に適用される規定

第1章…ニューカレドニアに適用される規定(第L. 七二

一―一条乃至第L. 七二―一五条)

第2章…仏領ポリネシアに適用される規定(第L. 七二二

―一条乃至第L. 七二二―三条)

第3章…ウォリス・フツナ島に適用される規定(第L. 七

二三―一条及び第L. 七二三―三条)

第5部 判決

第1編 総則

第1章 審理

第L. 五一一―一条―①少年係判事または少年裁判所は、以下の者を尋問する。

- 一 少年、
- 二 証人、
- 三 少年の法定代理人及び民事上の責任者、
- 四 少年が委託されているまたは少年を監督している人または機関、
- 五 被害者または私訴原告人、

六 共和国検事。但し、審理が執務室において開催される

場合、その出席は義務的ではない。共和国検事が出席せず
に第L. 一二―一四条に示される刑罰の内の一つを請求し
ようとする場合には、請求書面を、審理において当該請求
書面を朗読する少年係判事に送付する。

七 少年の弁護人。

②少年または弁護人は常に審理の最後に発言する権利を有
する。

第L. 五一一―二条―少年係判事、少年裁判所裁判長及び
違警罪裁判所裁判長は、一連の審理の全部または一部の
間、少年に退廷するよう、いつでも命じることができる。

第L. 五一一―三条―少年係判事または少年裁判所裁判長
は、少年の利益が要請する場合には、審問への召喚を少年
に免除することができる。この場合、少年は、弁護人また
は少年の法定代理人により代理される。決定は、対審に
よったものと見なされる。

第L. 五一一―四条―少年係判事及び少年裁判所は、簡易
審問として、成人の共同正犯者または共犯者を尋問するこ

とができる。

第L. 五一—五条—少年裁判所における重罪に関する審理の進行は、軽罪に関するものと同様の規則に従う。

第2章 私訴

第L. 五一—一条—①審問において、私訴の申立ては、事実に関する検察官の請求に先立ちなされなければならず、または、少年係判事もしくは少年裁判所が教育的試験観察の手續に従い裁定を下す場合には、制裁に関する検察官の請求に先立ちなされなければならず、違反した場合には私訴の申立ては受理されない。

②刑事訴訟法典第三九一条及び第四二〇条により規定される方式に従い、被害者は通知を受け、私訴原告人は召喚される。但し、有責任を検討する審問に際して私訴に関して裁定が下される場合、私訴原告人は、あらゆる手段を通じて、制裁の言渡しのための審理日を通知される。

第L. 五一—二条—①少年が一人または複数の成人と同一の事由につき提訴される場合、成人に対して管轄権限を有する軽罪裁判所または重罪法院は、全ての責任者に対す

る私訴、被害者からの提訴、または、少年係判事もしくは少年裁判所への移送につき、職権でもしくは私訴原告人の請求により、裁定を下すことができる。

②前項に規定される場合、少年は審問に出廷せず、法定代理人のみが出廷する。少年または法定代理人による弁護人の選任がない場合、職権により弁護人が一名任命される。第L. 五一—二条乃至第L. 五一—三条—①少年に非難が向けられている事実につき少年が有罪であることを宣告された後に、及び、必要に応じて、制裁に関して裁定が下された後に、たとえ証拠調べが命じられていなくとも、私訴原告人が自らの請求の証拠書類を提出することができるよう、少年係判事または少年裁判所は、職権または共和国検事もしくは当事者の請求に基づき、私訴に関する裁判につき事案を後日に移送することができる。当該延期は、それが私訴原告人により請求される場合には、当然に延期される。この際、請求を受けた裁判所は、私訴に関する裁定を行う審問の期日を確

資料
定しなければならない。当該審問への検察官の出席は義務的ではない。

②第一項に記載される審問が開催されるのは、執務室において裁定を下す少年係判事の面前か、裁判所組織法典第L. 一二一―三条の適用に基づき、裁判所の一つまたは複数の部が、民事上の利益に関する訴訟につき特に裁判権を有している場合には、私訴原告人により援用される余地のある損害の重大性、並びに、損害の評価及びその算定の複雑性に照らし、刑事訴訟法第四六四条第四項の規定に従い構成される軽罪裁判所の面前である。

③事件が軽罪裁判所に移送される場合には、少年は審問に出廷せず、少年の法定代理人のみが出廷する。少年または法定代理人による弁護人の選任がない場合には、職権により弁護人が任命される。第L. 五一一―二条乃至第L. 五一一―四条の規定が適用される。

第L. 五一一―四条―正式に刑事訴訟法上の召喚(citation à personne)がなされた少年の民事上の責任者が、出廷しなかった場合、刑事訴訟法典第四一〇条に基づき、送達すべき対審判決により判決が下される。

第3章 審判の公開

第L. 五一一―一条―事件は少年係判事の面前において執務室で審理され、判決が下される。

第L. 五一一―二条―①違警罪裁判所、少年裁判所及び少年重罪法院において、審理に出席することが許可されるのは、私訴原告人であるかに関わらず被害者、事件の証人、少年の法定代理人、少年の民事上の責任者、第L. 三一一―一条に明示される適切な成人、少年の親族、少年が委託されている人または機関、弁護士の構成員、及び、少年を監督するために任命された機関の職員のみである。

②違警罪裁判所または少年裁判所の裁判長は、いつでも、証人に対して、彼らの尋問の後、退廷するよう命じることができる。

③判決は、少年が出席する公開の法廷にて下される。

第L. 五一一―三条―①第L. 五一一―二条の例外として、行為時に少年であり、違警罪裁判所または少年裁判所における審判の開始日に成人となっている被告人は、審判が公開されることを請求することができるが、行為時も審判日にも少年である別の被告人がいる場合、または、行為

時に少年であり審判日に成人となつてゐるが上記公開請求に反対している別の被告人がいる場合には、この限りではない。当該請求が認められる場合には、刑事訴訟法典第四〇〇条の規定が裁判所において適用される。

②第L. 五一三―二条の例外として、少年重罪法院は、行為時少年であつた被訴追者が、審理の開廷日に成人となつており、かつ、被訴追者、検察官、または、別の被告人が審理の公開の請求をなす場合には、少年重罪法院にて刑事訴訟法第三〇六条の規定が適用されることを決定することができる。行為時及び開廷日に少年である別の被告人が存在する場合、または、行為時少年であつた被告人の人格に照らし、被告人の利益のために、審理の非公開が必要不可欠である場合、少年重罪法院は当該請求を認めない。その他の場合には、法院は、社会の利益、被告人の利益及び私訴原告人の利益を考慮し、検察官及び私訴原告人の弁護人の聴問を経たのち、上訴の余地のない特別かつ理由を付した決定により裁定を下す。

第L. 五一三―四條―①少年に対し管轄権限を有する判決裁判所においてなされた審理の記録につき、いかなる手段による公開も禁止される。

②但し、第L. 五一三―三条に基づき審判が公開される場合、審理の記録は公開の対象となるが、当事者による姓名の特定への同意がある場合を除き、少年の姓名はイニシヤルによつても特定されない。

③犯罪少年の身元または人格に関するあらゆる文章若しくはあらゆるイラストにつき、いかなる手段による公開も同様に禁止される。

④少年に対し、公開法廷で下される判決は公表されるが、少年の姓名は、イニシヤルによつても、特定されない。

⑤前四項の違反は全て、一五、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。

⑥本条に規定される犯罪が、新聞を通じて行われた場合、編集長または発行人は、公開という行為のみによつて、第四項（第五項の誤りか？）の正犯として処罰される。編集長または出版社がない場合には、著者が、著者がいない場合には、印刷業者、流通業者及び広告業者が、正犯者として訴追される。著者が正犯者として訴追されない場合でも、共犯者として訴追される。

⑦上記いずれの場合においても、刑法典第二二―六条及び二二―七条が適用されうる者は全て、共犯者として訴追される可能性がある。

資料
第2編 判決手続
第1章 少年係判事及び少年裁判所の判決

第1節 総則

第L. 五二一―一条―第L. 四三三―四条第三項に基づき、または、予審判事の移送命令により事案が係属される場合を除き、少年係判事または少年裁判所は、教育的試験観察手続に従い裁定を下す。当該手続は、以下のものを含む。

- 一 有責性を審理する公判
- 二 教育的試験観察期間、
- 三 制裁を宣告する公判。

第L. 五二一―二条―①第L. 五二一―一条の規定の例外として、裁判所は、審理に出席している当事者の意見を聴取した後、理由を付した決定により、裁判所が少年の人格に関し十分に調査されており、教育的試験観察の期間を開始する必要がないと評価する場合には、一回限りの審理で少年の有責性及び制裁につき裁定を下すことができる。

②第一項に規定される方式により裁定を下す裁判所が刑罰を言い渡せるのは、少年が既に、教育的措置、司法上の教育的調査措置、保安措置、有責性の宣告、または、別の手続の枠組みにおいて言い渡された刑罰の対象となつてお

り、手続書類に添付された一年未満の日付のある報告書の理由となつている場合に限られる。

第L. 五二一―三条―①事案が裁判される状態には至っていないと裁判所が評価する場合、裁判所は、職権により、または、当事者の請求に基づき、三カ月を超えない次の審理に事案を移送することができ、必要に応じて、情報の補充を行うための少年係判事を任命することができる。刑事訴訟法典第四六三条の規定が適用される。

②裁判所は、事案の移送を命じるに際して、特別に理由を付した決定により、一時的な教育的措置、及び、保安措置の言渡し、維持、または、修正につき裁定を下す。

③少年が訴訟の原因となる事由のために勾留に付されている場合、有責性に関する判決、及び、必要な場合、制裁に関する判決は、裁判所への最初の召喚の日から一か月以内に下されることになるが、そうでなければ、職権により少年が保釈される。

第L. 五二一―四条―①軽罪の擬律に基づき付託された事実が重罪刑を生じさせる性質を帯びている場合、裁判所は、管轄権限をもつ裁判機関に提訴するべく検察官に指示

し、検察官は熟慮決定を行う。

②少年が司法統制処分、電子監視付居住指定に付されている場合、または、一時的な教育的措置を受けている場合には、裁判所は一か月間の措置の延長を命じることができる。裁判所は、司法上の予審の開始まで、一時的な教育的措置及び保安措置の監督及び統制を確保するため、管轄権限を維持する。七日以内に予審判事へ事案が係属されない場合には、措置は失効する。

③第1. 四二三―四四条第三項に基づき事案が係属される場合、少年裁判所は、少年の勾留を維持することができる、または、刑事訴訟法典第四六九条に規定される条件に基づき勾留状もしくは逮捕状を発付することができる。

第1. 五二一―五二五条―①裁判所は、事案の複雑性が徹底した補充調査を必要としていると評価する場合、共和国検事に一件書類を移送することができる。

②少年が司法統制処分、電子監視付居住指定に付されている場合、または、一時的な教育的措置を受けている場合には、裁判所は一か月間の措置の延長を命じることができる。裁判所は、司法上の予審の開始まで、一時的な教育的措置及び保安措置の監督及び統制を確保するための管轄権

限を維持する。七日以内に予審判事へ事案が係属されない場合には、措置は失効する。

③少年が勾留されている場合、裁判所は、刑事訴訟法典第三九七―二条第三項の条件に従い予審判事の面前への召喚まで、拘禁を維持するかにつきあらかじめ裁定を下す。

第1. 五二一―六条―判決は、審問の後、遅くとも一か月以内に言い渡されるが、特別な複雑性を呈している事案の場合は除く。

（大貝葵）

第2節 教育的試験観察手続

第1款 有責性を審理する公判

第1. 五二一―七条―有責性を審理する公判において、裁判機関は、少年の有責性、及び、必要な場合、私訴について裁定を下す。

第1. 五二一―八条―①少年係判事は、少年の人格、または、事件の重大性もしくは複雑性がそれを正当化する場合、職権で、または、共和国検事もしくは少年の請求に基づき、事件を少年裁判所の有責性を審理する公判に移送す

ることができる。

②この移送決定は、上訴の余地のない、司法行政措置 (mesure d'administration judiciaire) を構成する。

③少年係判事は、事件の移送を命じる場合、あらかじめ、特別に理由を付した決定によって、司法上の一時的教育的措置、または、司法統制処分もしくは電子監視付居住指定の宣告、維持または修正につき裁定を下す。

④一〇日以降二ヶ月以内に設定される、少年裁判所の公判への召喚は、刑事法上の召喚に相当し、書記官によって在廷する当事者に通知される。在廷していないまたは代理されていぬ当事者は、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の諸規定に従って召喚され、被害者にはその旨通知される。

第L. 五二一一九条―①裁判機関は、少年に対し非難が向けられている行為につき有責性を宣告する場合、教育的試験観察を開始し、この期間に少年が服する第L. 五二一一四―一四条に挙げられる措置につき裁定を下し、制裁の宣告を後の審理に付託する。教育的試験観察は、制裁を宣告する公判まで継続する。

②第L. 五二一一二条の諸規定が適用される場合を除

き、裁判機関は、その判決において、有責性の宣告から六ヶ月以降一〇ヶ月以内に、少年係判事の下で、または、少年の人格、もしくは、事件の重大性もしくは複雑性がそれを正当化する場合、管轄地域の少年裁判所の下で行われる、制裁を宣告する公判の期日を確定する。在廷していないまたは代理されていない当事者は、この公判につき、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の諸規定に従って召喚され、被害者にはその旨通知される。

第L. 五二一一〇条―裁判機関は、有責性を審理する公判の際、少年が本件につき宣告された司法統制処分上の義務の不遵守を確認した場合、第L. 三三四―四条または第L. 三三四―五条の条件が充足される限りにおいて、一ヶ月を超えない期間、勾留を命じることができる。

第L. 五二一一一条―①第L. 五二一一九条の諸規定に反して、裁判機関は、裁定を下す日に、先の行為につき教育的試験観察期間が進行中であると確認する場合、理由を付したこれに反する決定がある場合を除き、少年が有責と宣告される新たな行為につき教育的試験観察を開始しない。進行中の試験観察は、この新たな行為に及ぶ。

②裁判機関は、職権で、または、共和国検事もしくは少年の請求に基づき、少年が対象となっている措置を少年の成長に適合させるために修正することができる。

③裁判機関は、制裁を宣告するため、先の行為の制裁を宣告するために既に設定された公判に、それが遅くとも一日以内に開かれることを条件として、少年を付託する。

第L. 五二一—一二条—①少年に対し非難が向けられている行為につき有責性を宣告し、教育的試験観察の開始を命じる裁判機関は、少年、少年の親または法定代理人の居所に基づき管轄を有する少年係判事のため、自らの裁判権を放棄しうる。

②同一の事件において、裁判権を放棄する裁判機関が、関係する少年の一人につき管轄を保持する場合、または、複数の少年係判事のために裁判権を放棄する場合、一件書類は、分離される。

③裁判権放棄の決定は、上訴の余地のない、司法行政措置を構成する。

第2款 教育的試験観察期間

第L. 五二一—一三条—教育的試験観察中の少年の監督

は、少年係判事の統制下で行われる。

第L. 五二一—一四条—①教育的試験観察の枠内で、以下の措置が命じられる。

一 医学的または心理学的鑑定、

二 司法上の教育的調査措置、

三 第三編第二編第三章に定められる条件の下でかつその態様に従った、司法上の一時的教育的措置、

四 第三編第三編に定められる条件の下でかつその態様に従った、司法統制処分、または電子監視付居住指定。

②先に解除される場合を除き、これらの一時的措置は、決定によって設定された期日に満了し、いずれにせよ、制裁に関する判決の宣告時に終了する。

③本条の適用により下される決定は、仮執行力を有し、控訴の対象となる。

第L. 五二一—一五条—教育的試験観察中、それが新たな行為にまで及ぶ場合も含めて、少年係判事は、常時、職権で、または、少年もしくは少年の弁護士、もしくは、共和国検事の請求に基づき、司法上の一時的教育的措置または第L. 五二一—一四条に挙げられる保安的措置を命じ、修

正しまたは取り消すことができる。

第L. 五二一—一六条—①少年係判事は、教育的試験観察中の事件に際し、少年に対して召喚状を発付することができる。

②少年が教育的試験観察中に司法統制処分上の義務及び禁止に違反した際、少年係判事は、同様に、少年に対して、勾引状、または、少年が逃走もしくは海外に居住する場合には、逮捕状を発付することができる。その際、刑事訴訟法典第一二三条乃至第一三四条の諸規定に従い行われる。

③令状の執行により留置される少年は、第L. 三三二—一条に定められる権利を享受する。

第L. 五二一—一七条—①教育的試験観察の枠内で少年を監督する任を負う少年係判事は、少年、少年の親または法定代理人の居所に基づき管轄を有する少年係判事のため、自らの裁判権を放棄しうる。

②同一の事件において、裁判権を放棄する少年係判事が、関係する少年の一人につき管轄を保持する場合、または、複数の少年係判事のために裁判権を放棄する場合、一件書類は、分離される。

③裁判権放棄の命令は、上訴の余地のない、司法行政措置を構成する。

第L. 五二一—一八条—①第L. 五二一—一二条及び第L. 五二一—一七条の諸規定の適用により裁判権放棄を受けた少年係判事は、教育的試験観察中、少年の監督を統制する権限を有する。

②少年係判事は、共和国検事の意見を聴取した後、第L. 五二一—一九条第二項に定められる条件の下で行われる制裁宣告の公判に少年を召喚する。当事者は、この公判につき、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の諸規定に従って召喚され、被害者にはその旨通知される。

第L. 五二一—一九条—①教育的試験観察中、少年の状況の展開がそれを正当化する場合、少年係判事は、第L. 五二—一九条第二項に定められる条件において、新たな公判が遅くとも一〇日以内に開かれる場合に限り、制裁宣告の公判期日、または、先に設定された付託裁判機関を修正することができる。但し、少年裁判所が、有責性を審理する公判の際、制裁の宣告を少年裁判所の審理の一つに付託した場合、少年係判事は、付託裁判機関の指定を修正するこ

とができない。

②その際、当事者はその旨通知され、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の諸規定に従って新たな公判に召喚される。

③公判期日の修正または手続の方針の決定は、上訴の余地のない、司法行政措置を構成する。

第L. 五二一—二〇条—①少年が自らに課される司法統制処分または電子監視付居住指定を遵守しない場合、少年係判事は、職権で、または、共和国検事の請求に基づき、進行中の教育的試験観察の終了前一〇日以上の期間を置いて、教育的試験観察の終了前一〇日以上の期間を置いて、制裁宣告の公判のため、少年を少年裁判所に召喚する旨決定することができる。

②当事者は、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の諸規定に従って召喚され、被害者にはその旨通知される。

③必要な場合、制裁の宣告のために当初設定された公判期日は、取り消される。

第L. 五二一—二二条—①少年係判事は、職権で、または、共和国検事の請求に基づき、第L. 三三四—四四条及び第L.

三三四—五五条の諸規定の適用により、司法統制処分を取り消し及び勾留を課するため、少年を対審に召喚する旨決定する場合、同様に、少年の弁護人、法定代理人、及び、司法統制処分が委託される機関を召喚し、共和国検事にその旨通知する。

②少年は、決定が対審の後でしか下されえず、少年には自己の防御を準備するために一定の期間を要求する権利がある旨、告知される。

③少年またはその弁護人が少年の防御を準備するための期間を要求する場合、少年係判事は、共和国検事、少年、その弁護人、及び、必要な場合、その法定代理人の所見を収集した後、四日以内に開かれなければならない次回公判への移送を命じ、移送を決定した公判に在廷していなかった法定代理人は、次回公判に召喚される。次回公判までの間、少年係判事は、控訴の余地のない、理由を付した命令によって、少年のために専門化された行刑施設、または、最も近い少年区画を備えた行刑施設に、いずれの場合にも四就業日を超えない定められた期間、少年の収容を命じることができ。少年の収容に続く四日以内に対審が行われない場合、少年は、他の理由で拘禁されない限り、釈放される。

④ 対審の間及び審理が延期されている間、少年係判事は、少年司法保護局の機関の意見を収集し、共和国検事の請求、並びに、少年及びその弁護士並びに正式に召喚された法定代理人の所見を聴取した後、少年の勾留について裁定を下す。この決定は、仮執行力を有し、控訴の対象となる。

⑤ 対審までの間に宣告された一時的收容の期間は、勾留の総期間に算入される。

第L. 五二一一二二条—① 教育的試験観察の間、第L. 五二一一二一条に定められる条件において、司法統制処分取消を宣告する少年係判事は、一ヶ月を超えない期間、少年に勾留を命じる。

② 少年は、教育的試験観察の同一の期間に関する手続の枠内で、二つ以上の司法統制処分取消の対象とはならない。

③ 教育的試験観察の同一の期間内における二度目の勾留に際し、少年は、教育的試験観察の同一の期間に関する手続全体につき、制裁を宣告する公判のため、当初設定された制裁宣告の公判期日がいかなるものであっても、その期日は取り消され、対審から一〇日以上の期間を置いて、少年裁判所に召喚される。少年裁判所で制裁を宣告する公判

が少年の收容に続く一ヶ月以内に開かれない場合、対象者は、他の理由で拘禁されない限り、釈放される。

④ 当事者は、刑事訴訟法典第五〇条乃至第五六六条の規定に従って、第三項に挙げられる公判に召喚され、被害者にはその旨通知される。

⑤ 教育的試験観察の間に宣告された勾留の期間は、制裁を宣告する公判において少年裁判所によって場合によっては宣告される拘禁刑の期間に算入される。

第L. 五二一一二三条—① 教育的試験観察の間、勾留に付される少年及びその弁護士は、常時、少年の釈放を請求することができる。当該請求は、少年係判事に対してなされ、少年係判事は、直ちに、共和国検事に請求のため一件書類を送付する。少年係判事は、共和国検事への送付に続く五日以内に、刑事訴訟法典第一四八条第三項及び第四項によって自由と拘禁判事に付与された権限を行使して、裁定を下す。

② 少年係判事によって第一項によって定められた期間内に裁定が下されなかった場合、少年は、控訴院少年特別部に申し立てることができる。控訴院少年特別部が、検事長の書面による理由を付された請求に基づき、付託から五日以内

に決定しなければ、その請求に関する精査が命じられない限り、少年は職権で釈放される。

第三款 制裁を宣告する公判

第L. 五二一—二四條—制裁を宣告する公判において、裁判機関は、制裁、及び、必要な場合、私訴について裁定を下す。

第L. 五二一—二五條—裁判機関は、同一の少年に対して開始された複数の手続が付託される場合、職権で、または、共和国検事もしくは当事者の請求に基づき、制裁を宣告する公判において、それらの手続の併合を命じることができ

第3節 即日判決の手続

第L. 五二一—二六條—裁判機関は、第L. 四二三—四條第三項の適用により、または、予審判事の移送命令によって付託される場合、有責性及び制裁に関し一回の公判で裁定を下す。

第L. 五二一—二七條—①第L. 五二一—二六條に挙げられる条件において付託される裁判機関は、在廷する当事者の所見を収集した後、少年の人格及び少年の成長の見通しに鑑み、理由を付した決定によって、教育的試験観察の手続に従い裁定を下すことができる。決定は、試験観察期間の計画に言及する。

②少年は、拘禁下で出頭する場合、釈放される。

第2章 少年重罪法院の判決

第L. 五二一—一一條—①被告人の尋問の後、少年重罪法院の裁判長は、常時、少年被告人が審理の全部または一部につき退廷しよう命じることができる。

②少年被告人に関して、裁判長は、次の二つの質問を提示しなければならず、これを欠く場合、無効となる。

一 被告人には刑事有罪判決を受ける理由があるか？

二 被告人を第L. 一二一—一五條及び第L. 一二一—一六條に定められる刑罰軽減の恩恵から排除する理由があるか？

第1節 総則

第L. 五三一—一条—少年に対して宣告される違警罪裁判所、少年係判事及び少年裁判所の判決に対する控訴は、控訴院少年特別部になされる。

第L. 五三一—二条—第一審として裁定を下す少年重罪法院の判決に対する控訴には、刑事訴訟法典の諸規定が適用される。

第2節 有責性及び制裁に関する決定に対する控訴

第L. 五三一—三条—①有責性及び制裁に関する決定は、刑事訴訟法典によって定められる期間内に、その態様に従つて、控訴されうる。

②少年に有責性を宣告する決定に対する控訴において、控訴院が制裁に関する決定の前に有責性に関する決定に対する控訴につき裁定を下さなかつた場合、控訴は、控訴人が取り下げない限り、同時に有責性に関する決定と制裁に関する決定に対してなされたものと見なされる。

③無罪の決定に対する控訴において、控訴院は、少年に対し非難が向けられている行為につき有責性を宣告し、第

L. 五二—九条の諸規定に従い教育的試験観察を開始するか、または、第L. 五二—一条の諸規定に従い新たな行為に進行中の教育的試験観察期間が及ぶ旨確認する場合、必要に応じて、一時的措置について裁定を下し、第L. 五二—一三条乃至第L. 五二—二三条に定められる条件において措置の監督及び制裁に関する公判を設定する権限を有する少年係判事に一件書類を移送する。但し、控訴院は、第L. 五二—二条の諸規定が適用される場合、または、原判決が第L. 五二—二六条に定められる態様に従つて下された場合、一回の公判で裁定を下す。

第3節 保安的措置に対する控訴

第L. 五三一—四条—有責性を審理する公判において宣告され、または、教育的試験観察中に宣告された司法統制処分、電子監視付居住指定及び勾留を命じる決定に対する控訴は、刑事訴訟法典一九四条及び第一九九条によつて予審部につき定められた期間内にその態様に従い、少年特別部によつて審理される。

第2章 故障申立

第L. 五三一—一条—①刑事訴訟法典第五四五条に挙げら

れる故障申立に関する諸原則は、少年に対して宣告される
違警罪裁判所の判決に適用される。同法典第四八九条乃至
第四九三条に挙げられる諸原則は、少年係判事及び少年裁
判所の判決に適用される。

②有責性を審理する公判において少年係判事または少年裁
判所によって宣告された決定に対してなされる故障申立の
場合、判決裁判機関は、故障申立から二ヶ月以内に改めて
裁定を下す。

（井上宜裕）

（未完）

【付記】本研究は、二〇二〇年度末延財団研究会助成の成
果の一部である。